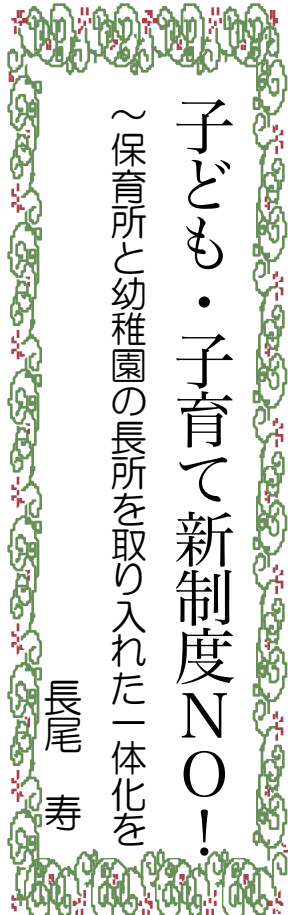




〈1988年7月9日創刊〉
 発行2014年11月1日 〈毎月1日発行〉
滋賀県民主教育研究所
 〒520- 0052大津市朝日が丘1丁目
 11-3 教育文化会館2F
 TEL & FAX 077-525-5364
 教育110番 077-523-3715
 e-メールshiga.mi.nken@gmail.com
 HP:http://shiga-mi.nken.jimdo.com/
 振替口座番号(会費振込にご利用ください)
 ①ゆうちょ銀行/記号番号01070-5-40576
 ②滋賀銀行本店営業部/普通口座511256
 加入者(口座)名 滋賀県民主教育研究所



子ども・子育て新制度NO!

～保育所と幼稚園の長所を取り入れた一体化を

長尾 寿

今年はその権利条約が国連で採択されて25年、日本政府が批准して20年になります。我が国では、子どもの最善の利益のための施策は乏しい。それどころか、貧困率は16・3%、6人に1人が貧困という負の遺産に対しての無策が子どもの学力・発達の妨げになっていることに目をそらせ、競争社会へと子どもを追いやっていきます。

追いやっています。

今まで通りか、新制度へ移行するか

～悩む保育所

それは、これから始まるうとする保育新制度下の在り方をみれば一目瞭然です。保育所と幼稚園、今、保育士

と呼ばれる保育所が、来年4月に始まる新制度の認定こども園に移行すると、名称も保育教諭となり学校のような装いをするようになります。そのため、日本中の保育所は今まで通り保育所として存在すべきか、幼保連携型認定こども園という新制度へ移行すべきか悩ん

でいるところですよ。

養護と教育を分離する 認定子ども園に移行していいのか?

その悩みとは、保育所が児童福祉法の施設として残るか、それとも、子ども・子育て支援法の定める施設へ移行するかという選択です。つまり、保育を受ける権利を市町村が保障する児童福祉法24条1項の仕組みが維持されている現在の認可保育所園として残るのか、それとも施設と利用者が直接契約し0才～2才児には養護、3才～5才児には教育をする。とした養護と教育を分離する認定子ども園になるかという選択です。

保育所の長所と幼稚園の長所を取り入れ、幼稚園と保育所を一体化するのが新制度の目指す認定こども園なら諸手を挙げて賛同するのですが、社会保障と税の一体改革の中で生まれた新制度の土台は消費税率の10%への引き上げを前提とし、保育も介護保険をモデルとした社会福祉

基礎構造改革の一環であるなら、新制度への移行をためらいます。

市町村の保育実施責任を曖昧にし、財政負担を軽くするねらいが見え隠れ

いずれにしても、来年4月にスタートする新制度は保育所園、幼稚園、認定こども園、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型、等多様な保育施設が併存することになり、利用者も混乱するのではないのでしょうか。それでも国が新制度への移行を強行しようとしている狙いは株式会社等多様な事業者の参入により市町村の保育実施責任を曖昧にし、財政負担を軽くするねらいが見え隠れしていることへの厳しい眼差しが私たちに必要です。

ながおひさし 風の子保育園長

《 今月の紙面 》

- ・ 子ども子育て新制度NO!/長尾寿 (風の子保育園長)1P
- ・ 【部会報告】 第2部会 尾田卓也 『豊郷駅のプラットホームから見た戦争』を論議/山上修.....2・3P
- ・ フクシマの現状と原発再稼働への動き①/野口宏 (原発ゼロをめざす湖西ネット)4・5P
- ・ 教科書選定に校長の不当な圧力が/北村隆太郎 (滋賀高教組委員長).....6P
- ・ 研究委員会報告/本田清春.....7P
- ・ 【今学校では】 試行錯誤の学び合い学習/松田一章 (中学校教諭) ...8P